様式第１７（第４２条関係）（第一面から第三面まで）

|  |
| --- |
| 認定更新申請書  申請年月日　2025年　2月　19日    　　経済産業大臣　殿  （ふりがな）　かぶしきかいしゃ　とうほうぎんこう  一般事業主の氏名又は名称　株式会社　東邦銀行  （ふりがな）　さとう　みのる  （法人の場合）代表者の氏名　佐藤　稔  住所　〒960-8633　福島県福島市大町3-25  法人番号　9380001001018  　情報処理の促進に関する法律第３２条第１項に基づき、情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条（①第１号、②第２号）に掲げる基準による認定の更新を受けたいので、下記のとおり申請します。 |
| 記  情報処理システムの運用及び管理に関する指針に関する取組の実施状況  　(1) 企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | 1. 長期経営計画「TX PLAN 2030」 2. 統合報告書（2024年3月期） | | 公表日 | 1. 2024年5月14日 2. 2024年7月31日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | ・当行ホームページ   1. 長期経営計画「TX PLAN 2030」   <https://www.tohobank.co.jp/assets/pdf/company/plan/chouki-2024.pdf（P9>・10・46）   1. 統合報告書（2024年3月期）   <https://www.tohobank.co.jp/assets/pdf/company/ir/library/disclosure/2024/h_all.pdf>[（P67](https://www.tohobank.co.jp/cms_source/data/newsrelease/detail/2024/4213.html（P68)・68） | | 記載内容抜粋 | ・少子高齢化やSDGｓへの対応などの社会的変化やデジタル技術の進展による顧客ニーズの変化など対応すべき課題が複数ある認識のもと、金融サービスの枠を超えた「地域社会に貢献する会社」を銀行全体のビジョンとしており、なかでもデジタル戦略においては、「CXの向上」を図ることで「デジタルを活用した地域共創」を目指し、具体的には①「銀行サービスの高度化」と、②「外部連携による新たな顧客体験の創造」に同時に取り組んでいる。（文書①P9・10・46）  ・「銀行サービスの高度化」に向けては、前中期経営計画から取組んできたバンキング戦略を中心に各施策を進め、銀行のリアルチャネルである「店舗」やデジタルチャネルである「銀行アプリ等」において、デジタルを活用した操作性・利便性・専門性の高いサービスを提供することで顧客体験の向上を目指している。(文書①P46、文書②P67)  ・「外部連携による新たな顧客体験の創造」に向けては、銀行以外のチャネルにおいて、銀行機能・サービスをワンストップで受けられる仕組みの共創やデータ活用等による新たな価値を創造することで地域課題の解決・地域活性化への貢献を目指している。（文書①P46、文書②P68） | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | 1. 常務会審議を経て、取締役会にて決議。 2. 取締役会が承認した「内規」において、稟議決裁権限規程等による権限委譲を定めており、頭取を決裁者とする社内稟議にて決裁。 |   (2) 企業経営及び情報処理技術の活用の具体的な方策（戦略）の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | 1. 統合報告書（2024年3月期） 2. 2024年度中間決算の概要 3. 東邦銀行バンキング戦略 | | 公表日 | 1. 2024年7月31日 2. 2024年11月8日 3. 2022年9月27日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | 1. 統合報告書（2024年3月期）   <https://www.tohobank.co.jp/assets/pdf/company/ir/library/disclosure/2024/h_all.pdf（P67・68>）   1. 2024年度中間決算の概要   <https://www.tohobank.co.jp/cms_source/data/newsrelease/files/20241108_1.pdf（P36>）   1. 東邦銀行バンキング戦略   <https://www.tohobank.co.jp/cms_source/data/newsrelease/files/20220927_1.pdf（P6・7・8>） | | 記載内容抜粋 | ・「銀行サービスの高度化」に向けては、2024年1月に完了した基幹系システム共同化のメリットを最大限享受しながら、前中期経営計画から取組んできたバンキング戦略を中心に各種サービスの開発を加速させ、顧客体験の向上を目指し、以下の各施策に取り組んでいる。（文書①P67）  ＜施策内容＞  店頭タブレット導入  　基幹系システムに保有するデータを店頭タブレットにAPI連携で自動表示し、お客さまの入力負担を軽減することで、預金口座開設やデビットカード申込、届出事項変更届などの各種取引における利便性向上を図るとともに、後方事務の自動化・省力化・紙レスを実現。（文書②P36、文書③P6・7・8）  個人・法人ポータル導入  　APIなどの技術を活用し基幹系システムに保有する残高や入出金明細などのデータを連携することで、時間や場所を選ばず即座に残高照会や振込、税金支払い等の日常的な取引をスマートフォンから簡単に利用できるサービスを提供。（文書②P36、文書③P6・7・8）  リモート営業システム/来店予約システムの導入  　リモート端末（含お客さま端末）を活用し、遠隔でお客さまと営業店・本部をつなぐことで地理的な影響を受けない高度な相談サービスを提供。また、来店予約システムでは、お客さまが事前にWEB上で来店予約をすることで、待ち時間短縮や目的に合わせた事前準備・人員配置が可能となり、お客さまの満足度向上を実現。（文書②P36、文書③P6・7・8）  ・「外部連携による新たな顧客体験の創造」に向けては、福島県会津若松市におけるデジタルによる社会課題解決に向けたスマートシティ構想「会津モデル」をはじめとした、産・学・官の連携によるデジタル地域共創の取組みに参画し、会津コイン（デジタル地域通貨）や地域情報ポータルサイト等の外部サービスから銀行サービスが受けられる仕組みづくりを構想し、そのサービスの利用データから役立つ情報や分析結果を住民や地元店舗（加盟店）へ還元することで、住民の利便性向上や地元店舗の売上向上など地域活性化に資するような新たな価値共創を図っていく計画としている。（文書①P68）  ・上記の他、BPR施策にも取り組んでおり、具体的にはRPA利用の拡大や生成AIの導入、外部コンサル導入等を通じて、全行的な業務効率化を図っている。（文書②P36） | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | 1. 取締役会が承認した「内規」において、稟議決裁権限規程等による権限委譲を定めており、頭取を決裁者とする社内稟議にて決裁。 2. 常務会審議を経て、取締役会にて決議。 3. 前述権限移譲に基づき、常務会審議を経て社内稟議にて決裁。 |   ① 戦略を効果的に進めるための体制の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | 1. 統合報告書（2024年3月期）   <https://www.tohobank.co.jp/assets/pdf/company/ir/library/disclosure/2024/h_all.pdf（P7・68>） | | 記載内容抜粋 | ・推進体制・組織については、当行全体のデジタル戦略および業務改革を統括する司令塔の役割を担う「デジタル戦略・業務改革部」を2024年4月に廃止し、新設した「総合企画部DX課」へ業務継承した。（文書①P7）  ・人財育成については、デジタルを活用した新たな価値創造ができるデジタル人財を育成するため、行内外研修への派遣やITパスポート・金融業務3級DX等の資格取得奨励など自己啓発促進により、営業店行員・本部行員それぞれの役割に応じたスキル向上に取り組んでいる。（文書①P68） |   ② 最新の情報処理技術を活用するための環境整備の具体的方策の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | 1. 統合報告書（2024年3月期）   <https://www.tohobank.co.jp/assets/pdf/company/ir/library/disclosure/2024/h_all.pdf（P65・73・74>） | | 記載内容抜粋 | ・「変化に柔軟に対応できるIT環境の整備」や「商品・サービス提供のスピードアップにつなげていく」ために、TSUBASAアライアンスと連携したレガシーシステムの刷新、具体的には2024年1月にTSUBASA基幹系システム共同化へ当初計画通り移行完了したことや、デジタル技術を活用するオープンAPIのプラットフォームとしてTSUBASAアライアンス加盟行と共同で「FinTech共通基盤」を開発・運営してきた。（文書①P65・73・74） |   (3) 戦略の達成状況に係る指標の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | 統合報告書（2024年3月期） | | 公表日 | 2024年7月31日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | ・当行ホームページ  統合報告書（2024年3月期）  <https://www.tohobank.co.jp/assets/pdf/company/ir/library/disclosure/2024/h_all.pdf（P65>・70） | | 記載内容抜粋 | ・個人ポータルアプリやインターネットバンキングなどの各種デジタルサービスにより、来店不要なお取引・お手続きを拡充・推進していくことでCX向上を図るものとしており、それらサービスの浸透度合いやお客さまの受入状況を把握するため、「デジタルサービス利用者数(＝インターネットバンキング・とうほうIDの利用者数合計)」を指標とし、計数を公表している（文書65）  ・デジタル戦略を推進・実行していくため、デジタルで新たな価値創造できる人財の育成に取り組み、その育成状況を把握するため、「本部行員を対象としたデザイン力養成研修による育成人数」を指標とし、計数を公表している（文書P65）  ・重点分野へ人員を再配置するため、業務効率化により人員創出を図る計画としてしており、業務改革による「創出時間（40万時間）」を目標指標としている（文書P70） |   (4) 実務執行総括責任者による効果的な戦略の推進等を図るために必要な情報発信   |  |  | | --- | --- | | 発信日 | 2024年7月31日 | | 発信方法 | ・当行ホームページ  統合報告書（2024年3月期）  <https://www.tohobank.co.jp/assets/pdf/company/ir/library/disclosure/2024/h_all.pdf>（P7） | | 発信内容 | 統合報告書（2024年3月期）の頭取メッセージでは、「デジタル投資に関しては、これまで整備してきたデジタル基盤を活かして、店頭タブレットやリモートツール活用等による店頭改革および個人ポータルアプリなどの新サービス導入による非対面改革を実践し、お客さま体験の向上を図っていきます。それと同時に、業務の集中化、AI・RPAの活用、ペーパーレスなど業務効率化を進め、事務から営業へ人的リソースの再配置も行っていきます。さらに、地域や外部との共創を目指し、「スマートシティ会津若松」との連携を通じた地域共創や、BaaS提供・API連携による異業種との連携にも挑戦し、新たな価値創造を図っていきます。」と発信しており、デジタル投資を経営戦略として推進し、顧客体験の向上と新たな価値創造を図っていくことを言及している（文書P7） |   　(5) 実務執行総括責任者が主導的な役割を果たすことによる、事業者が利用する情報処理システムにおける課題の把握   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2024年 10月頃 | | 実施内容 | DX推進指標による自己分析(含む経営との共有)を行った上で、IPAの自己診断結果入力サイトに同結果を入力している。 |   　(6) サイバーセキュリティに関する対策の的確な策定及び実施   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2016年3月頃　～　現在実施中 | | 実施内容 | ・サイバーセキュリティに関しては、2016年3月に専門組織であるCSIRTを組成。平常時・事案発生時の対応（情報収集、脆弱性対応、インシデント対応等）については、「行内CSIRT運営規則」に則って日々のサイバーセキュリティ活動を遂行している。  ・サイバーセキュリティ対策の適切性を担保するため、2018年3月以降、内部監査を毎年度実施している。 |   （注）(1)～(3)の取組において公表先のURLを提出しない場合は次の①の書類を、(4)の取組において情報発信内容を確認できるウェブサイトのURLを提出しない場合は、次の②の書類を添付すること。また、必要に応じて③、④の書類を添付できる。  ①　(1)～(3)の取組における、公表を行っていることを明らかにする書類（公表先のウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ②　(4)の取組における、情報発信を行っていることを明らかにする書類（情報発信内容を確認できるウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ③　(1)の取組における企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性、(2) の取組における戦略を補足説明するための書類（最新の情報処理技術の変化による影響を踏まえた観点から決定していることを説明する書類等）  ④　(5)～(6)の取組における、実施内容を補足説明するための書類 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１７（第４２条関係）（第四面及び第五面）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条第２号の基準による認定の更新を受けようとする場合は、以下についても記載すること。  　(1) データ連携システムの運用及び管理に関する説明   |  |  | | --- | --- | | データ連携システムの目的、概要に関する説明 |  | | データ連携システムの運用及び管理を開始した日 | 年　　月　　日 | | ガイドラインその他の機構が定める文書等の名称 |  | | 開発、運用及び管理を共同で行うことが合理的であることの説明 |  | | データ連携システムにおいてデータ流通機能及び連携サービス機能を有することの説明 |  |   (2) 利用者に対するデータの管理に関する事項の開示   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(3) データ連携システムの安全性及び信頼性の確保のために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(4) データ連携システムに接続する情報処理システムの安全性及び信頼性を確保されていることを確認するために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(5) 他のデータ連携システムとの相互の連携を確保するためにデータ連携システムが準拠する基準の公表   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 |  | | 準拠する基準に対してデータ連携システムで機能を整備していることの説明 |  |   　(6) データ連携システムに係る事業の実施に必要な経営の安定性及び経営資源の確保   |  |  | | --- | --- | | 経営の安定性の確保に関する説明 |  | | 経営資源の確保に関する説明 |  |   （注）(1)～(6)の取組においては、必要に応じて実施内容を補足説明するための書類を添付するものとする。 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１７（第４２条関係）（第六面）

（記載要領）

１．「申請年月日」欄は、経済産業大臣に認定更新申請書を提出する年月日を記載すること。

２．「住所」欄は、一般事業主が法人の場合にあっては、主たる事務所の所在地を記載すること。

３．一般事業主が法人の場合であって法人番号が記入されている場合は、一般事業主の氏名又は名称、代表者の氏名、住所の記載を省略することができる。

４．申請を行う類型について、該当するものの番号を○で囲むこと。

５．申請内容は正しく記載すること。認定更新後、虚偽または不正の申請を行ったことが判明した場合には、認定の取消し等所要の措置を講ずることがある。